

広島県の最低賃金

最低賃金周知・広報キャッチフレーズ

「必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。」

広島県最低賃金

時間額 **692円**

(平成21年10月8日 発効)

- 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「**広島県特定（産業別）最低賃金**」が適用されます。ただし、
- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 主として清掃又は片付けの業務に従事する者
 - ④ 下記の産業において「**特定の軽易業務**」に主として従事する者には、「**広島県最低賃金**」が適用されます。

- 派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定（産業別）最低賃金 (業種名は「日本標準産業分類」による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、 その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	814円	平成 21.12.31	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属 製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	783円	平成 21.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて 行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆取り又は はかしの業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用 機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	788円	平成 21.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて 行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆取り又は はかしの業務
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	746円	平成 21.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業によ り又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う 巻線、かえり取り、錆取り、はかしの業務、組線、取 付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	772円	平成 21.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて 行うばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	813円	平成 21.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて 行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆取り又は はかしの業務
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住商品を全般にわたり小売するもの (百貨店、総合スーパー等)	759円	平成 21.12.31	倉庫番、値札付けの業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く	767円	平成 21.12.31	

広島市・東広島市塗料製造業地域的最低賃金 日額7,200円・時間額960円（平成10年11月5日発効、平成22年6月30日まで有効）

- ・この最低賃金は、広島県広島市・東広島市の地域内で塗料製造業を営む使用者及びこれに使用される労働者に適用されます。
- ・この最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の労働者には適用されません。

※ 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金についてご不明な点は、**広島労働局** (<http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/>)
労働基準部賃金室 (TEL082-221-9244) 又は、最寄りの**労働基準監督署**にお尋ね下さい。

広島中央労働基準監督署	TEL082-221-2460	呉	労働基準監督署	TEL0823-22-0005
福山労働基準監督署	TEL084-923-0005	三原	労働基準監督署	TEL0848-63-3939
尾道労働基準監督署	TEL0848-22-4158	三次	労働基準監督署	TEL0824-62-2104
広島北労働基準監督署	TEL082-812-2115	廿日市	労働基準監督署	TEL0829-32-1155